

■ 共済部からのお知らせ

JAの特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール



- ご契約例**
- 加入年齢: 30歳
 - 共済金額: 300万円
 - 共済期間: 80歳満了
- 各疾病区分のお支払事由に該当した場合、特定重度疾病共済金を一時金として各疾病区分につき1回ずつお受取りいただけます。(最大4回)

各疾病区分のお支払事由に該当したとき
特定重度疾病共済金として

300万円 (最大4回)

- この共済は、死亡時における保障はありません。
- 特定重度疾病共済金を4回お支払いした場合には、ご契約は消滅します。

30歳
ご加入

80歳
満了

三大疾病をはじめとした重い生活習慣病に備える共済です。

ポイント① 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、
三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、
さらには「その他の生活習慣病」まで、**幅広く保障**します。

① がん

- ・悪性新生物
- ・上皮内新生物
- ・脳腫瘍

② 心・血管疾患

- ・急性心筋梗塞
(急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞)
- ・急性心筋梗塞以外の心・血管疾患
(狭心症、不整脈、高血圧性心疾患*、大動脈瘤および解離など)

③ 脳血管疾患

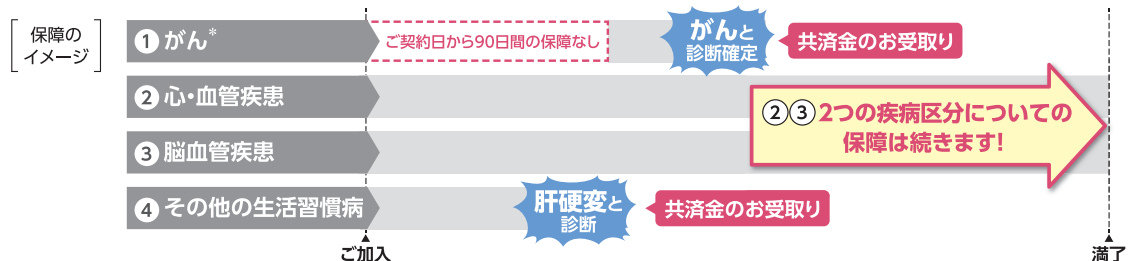
- ・脳卒中
(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)
- ・脳卒中以外の脳血管疾患
(脳動脈瘤、もやもや病、高血圧性脳症など)

④ その他の生活習慣病

- ・糖尿病
- ・肝硬変
- ・慢性じん不全
- ・慢性すい炎

*特定重度疾病共済の支払対象である「心・血管疾患」には「高血圧性心疾患」「高血圧性じん疾患」といった高血圧に起因する心・血管疾患が含まれますが、単なる「高血圧症」は支払対象とはなりません。

ポイント② ①がん、②心・血管疾患、③脳血管疾患、④その他の生活習慣病
の4つの区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、
最大で4回共済金をお受取りになれます。



*がんに関する責任(保障)の開始は、ご契約日からその日を含めて91日目からとなります。これより前に被共済者ががんと診断確定された場合には、がんにかかる共済金はお支払いいたしません。なお、がん以外にかかる疾病区分および共済掛金の払込免除についてはご契約日から保障します。

ポイント③ まとまった一時金で受け取れるため、治療費や収入減少など、
継続的な治療による様々な経済的負担に備えることができます。

初期費用

- ・入院費用、手術費用
- ・入院、手術以外の一時的な出費
(テレビカード代、着替えのクリーニング代等)



退院後にかかる費用

- ・通院費用
- ・投薬費用
- ・リハビリ費用



その他の費用

- ・収入減少への補てん
- ・家族等によるお見舞いや付添いにかかる費用
- ・快気祝い



この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

詳しい情報はホームページをご覧ください

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

お問い合わせは LA 又は各支店窓口へ